

## ご利用規約

当貸別荘は、ご利用いただくお客様のマナーやモラルをもとにサービスの提供・価格設定をしております。安全かつ快適に過ごしていただくため、宿泊約款第9条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り頂けますようお願いいたします。この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。その場合、料金等の返却は致しませんので予めご了承ください。また、宿泊者名簿記載の時点でこの規約・約款に同意して頂いたとみなします。

### ○別荘のご利用形態について

- \* 定員より多い場合はご利用できません。また宿泊しないご友人・ご親戚を呼び別荘及び庭のご利用はできません。
- \* 当貸別荘のポリシーによりペット同伴での宿泊はできません。
- \* 構造上、大変危険ですので2階でお遊びになる事はおやめください。

### ○当貸別荘について

- \* 当貸別荘は、安全衛生、防火面により、建物内は全面禁煙をお願いしております。
- \* 備品の持ち出し、野生動物のいたずらがある為、屋外へ移動するのはご遠慮ください。
- \* 当貸別荘の設備・備品等はお持ち帰りいただくことができません。
- \* 防火上の理由によりバーベキューコンロの持ち込みはお断りいたします。備え付けのコンロをお使いください。
- \* 約款 第6条 viii 項記載されている物品などの持ち込みを禁止いたします。
- \* 隣接地への立ち入り、近隣で山菜等の採集等はおやめください。近隣の方が育てている可能性がございます。

### ○ご利用について

- \* 未成年者のみのご利用はできません。
- \* 風紀、治安を乱すような行為、高声、歌、楽器演奏行為、大声での会話等、近隣に迷惑を及ぼす行為はおやめください。近隣には永住の方や、別荘で休養されている方がいらっしゃいます。21:00を過ぎは特にお静かにお願いします。
- \* 防災、騒音上の協定理由により「たき火」や「花火（手持ち、打ち上げ、爆竹等全て）」は禁止させて頂きます。
- \* ゴミは燃えるゴミ、缶・ビン、ペットボトル、に別けて棟内のゴミ箱に捨ててください。施設内のゴミ箱に入りきらないゴミはお持ち帰りください。（ダンボール、発泡スチロール

等大きなゴミはお持ち帰りください)

- \* バーベキュー、屋外でお食事を楽しまれる際は、次の事項を必ずお守りください。
  - \* 片づけを含め 21 時までには終了してください。17 時前からの準備をお勧めします。
  - \* 床面の油汚れを防止する為、お肉等焼いた食材をコンロから運ばれる際は皿を使いお運びください。
  - \* ご使用後のコンロは必ず消火を確認してください。
  - \* 野生動物にいたずらされますので、焼き残し、食べ残しの食材はその他ゴミとして片づけをし、放置は絶対におやめください。
- \* 調理器具・食器など使用した後はよく洗い元の場所にお戻しください。
- \* チェックアウト時間を過ぎますとスタッフが清掃の為入出致します。
- \* 防犯上、トラブル防止の為、管理スタッフが巡回します。また、入り口付近に防犯カメラを設置しております。

#### ○その他お守りいただきたい事項

- \* 約款をよくお読みください。
- \* ご滞在中、貸別荘から出られるときは施錠をご確認ください。特に就寝のときにも施錠をご確認ください。来訪者があったときは、不用意に開扉なさらずご確認ください。不審者と思われる場合は、直ちに警察へご連絡ください。
- \* 外出時や就寝時には火の元に十分ご注意ください。

#### ○同伴のペットのポリシーについて

当貸別荘はペットの同伴でのご利用を禁止しております。 お客様の退出後、ペットが入室したと思われる場合（動物の毛や臭いなどが認められた場合など）は、ハウスクリーニング代や寝具・備品の交換費用、損害に遭われたお客様への賠償費用など実費をお支払いいたします。 お客様によっては、ペットに対するアレルギーなどをお持ちの方もおり、清掃は重点的に行ってはおりますが、ペットが有する毛やダニ・皮膚などは、微小で長時間浮遊するため通常の清掃では除去できません。そのようなお客様にとっては、ペットの毛や臭いが不快になるばかりではなく、最悪な場合、呼吸困難を起こす可能性もあることもございます。

また、地域の特性から、永住者の方、農家の方が近隣にお住まいになっておられます。ペットの声が近隣のご迷惑になる可能性がございます。さらに、野生動物も見られる事からペットに危害を与える可能性もございますのでお連れなさらず様お願い致します。 ご理解いただきますようお願いいたします。

# 宿泊約款

## 第1条(適用範囲)

- 1.当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
- 2.当貸別荘が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条(宿泊契約の申込み)

- 1.当貸別荘に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当貸別荘に申し出ていただきます。
  - i.宿泊者名
  - ii.宿泊日および到着予定時刻
  - iii.宿泊料金
  - iv.その他当貸別荘が必要と認める事項
- 2.当貸別荘宿泊客が、宿泊中に前項第ii号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当貸別荘は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 第3条(宿泊契約の成立等)

- 1.宿泊契約は、当貸別荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当貸別荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当貸別荘が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.第2項の宿泊料金を同項の規定により当貸別荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当貸別荘がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条(宿泊契約締結の拒否)

- 1.当貸別荘は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - i.宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - ii.満室により貸別荘の余裕がないとき。
  - iii.宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

- iv. 宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ③ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- v. 宿泊しようとする者が、スタッフに対し迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- vi. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- vii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- viii. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

#### 第5条 (宿泊客の契約解除権)

- 1. 宿泊客は、当貸別荘に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当貸別荘は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当貸別荘が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、当貸別荘のキャンセル料を申し受けます。
- 3. 当貸別荘は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### 第6条 (当貸別荘の契約解除権)

- 1. 当貸別荘は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序(反社会的行為)若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - ii. 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。
    - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ③ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - iii. 宿泊客が、スタッフに対し迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - iv. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - vi. 別荘管理者の許可無く、営業行為(展示会・その他)等、宿泊以外の目的での利用したとき
  - vii. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - viii. 施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当貸別荘が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

IX.下記物品などの持ち込みが行われたとき。

- ①火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等 等の危険物
- ②腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
- ③猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般
- ④著しく大量な物品
- ⑤その他法令で所持を禁じられている物 等

#### 第7条（宿泊の登録）

1.宿泊客は、宿泊日当日、当貸別荘の受付において、次の事項を登録していただきます。

- i .宿泊客の氏名、住所及び職業
- ii .外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
- iii .その他当貸別荘が必要と認める事項

#### 第8条（貸別荘の使用時間）

1. 宿泊客が当貸別荘を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

#### 第9条（利用規則の遵守）

1.宿泊客は、当貸別荘内においては、当貸別荘が定めた利用規約に従っていただきます。

#### 第10条（料金の支払い）

- 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、各予約サイト、または、当ウェブサイトの各貸別荘料金表に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、予約サイト、または、当日お支払いいただきます。
- 3.当貸別荘が宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### 第11条（当貸別荘の責任）

- 1.当貸別荘は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2.当貸別荘は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

#### 第12条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

1.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当貸別荘に置き忘れられ

ていた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め2日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

#### 第13条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、当貸別荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

#### 第14条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当貸別荘が損害を被ったときは、当該宿泊客は当貸別荘に対し、その損害を賠償していただきます。

i. 建物内喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂きます。

ii. 屋外での喫煙等により跡が認められた場合、補修費用を負担して頂きます。

iii. 建物や設備、電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は復旧にかかる料金を全額負担して頂きます。

iv. その他損害が生じた場合。

v. 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去かつ違約金(ご利用料金の2倍以上)をお支払いいただきます。

#### 第15条（当貸別荘の免責事項）

1. 当貸別荘は、天災、または別荘利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関し、一切の責任を負いません。

2. 当貸別荘は、別荘利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任をおいしません。

3. 近隣や別のお客様に迷惑行為があった場合、警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて別荘利用者様が責任を追うことになります。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。 2023年9月1日